

## 財団法人 日本美術刀剣保存協会役員等給与規程

平成4年12月21日

### (目 的)

第1条 この規程は、財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という）の理事及び監事、並びに評議員（以下「役員等」という）の給与について定めることを目的とする。

### (役員給与)

第2条 役員等の給与は、常勤の役員については、本給、調整手当、通勤手当とし、協会職員給与規程を勘案し、理事会の議を経て会長が定め、非常勤の役員等についてはこの規程の第4条に定める額を手当とする。

### (給与の支給)

第3条 常勤の役員給与は、月額として毎月10日（その日が休日に当たる時は、その前日とする。）に支給する。

第4条 非常勤の役員等に支給する手当は次のとおりとする。

- (1) 理 事 日額 20,000円
- (2) 監 事 日額 20,000円
- (3) 評議員 日額 10,000円

2 前1項の手当の支給は、その役職に伴う協会の事業のため、出席した日数に応じ、その都度支給する。

### (特別給与)

第5条 常勤の役員には、「協会職員給与規程」第18条による賞与相当を特別給与として支給する。

第6条 交通費は、常勤の役員については「協会職員給与規程」により通勤手当を、非常勤の役員については「協会旅費に関する規程」により交通費を支給する。

第7条 役員等の給与でこの規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

### 付 則

1. この規程は、平成5年1月1日から適用する。